

(案)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 あて

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所原子炉設置変更（VHTRC（高温ガス炉臨界実験装置）施設の変更）について（答申）

平成18年7月14日付け18諸文科科第1488号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所原子炉設置変更（VHTRC（高温ガス炉臨界実験装置）施設の変更）について（答申）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）  
第24条第1項第1号（平和利用）

本申請は、

- ・ 原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、VHTRC施設内に保管、又は日本国内の他施設に引き渡し、保管されるものであること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請は、

- ・ 使用済燃料をVHTRC施設内に保管、又は日本国内の他施設に引き渡し、保管するものであり、「試験研究炉の使用済燃料の取扱いについては、個別の状況を踏まえつつ、その取扱いを、合理性を考慮しつつ検討すべきである。」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は工事を伴わないため、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

18府政科技第782号  
平成18年8月29日

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究  
所原子炉設置変更（VHTRC（高温ガス炉臨界実験装置）施設の変更）に  
ついて（答申）

平成18年7月14日付け18諸文科科第1488号をもって諮問のあった標記の件に係る核  
原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同  
法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定す  
る許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。